

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の県独自利用事務について

総務部市町村課

配布資料一覧

- 1 本人確認情報保護審議会の設置根拠について . . . . .【資料1】
- 2 住民基本台帳ネットワークシステムについて . . . . .【資料2】
- 3 都道府県における本人確認情報の利用について . . . . .【資料3】
- 4 宮城県における本人確認情報の利用について . . . . .【資料4】
- 5 令和5年11月議会上程予定の本人確認情報の利用事務について . . .【資料5】
  - (1) 道路交通法による放置違反金の徴収に関する事務
- 6 県民の意見提出手続（パブリックコメント）の結果 . . . . .【資料6】
- 7 他県答申例 . . . . .【資料7】

## 本人確認情報保護審議会の設置根拠

## ○住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）抄

（都道府県の審議会の設置）

第30条の40 都道府県に、第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会（以下この条において「都道府県の審議会」という。）を置く。

2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に関して都道府県知事に建議することができる。

3 都道府県の審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

## ○住民基本台帳法施行条例（平成14年宮城県条例第51号）抄

（本人確認情報の保護に関する審議会）

第7条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年宮城県条例第72号）第6条第1項に規定する宮城県個人情報保護審査会とする。

## ○行政組織規則（昭和35年宮城県規則第76号）抄

名称	担任する事務	課
法令及び条例によるもの		
宮城県個人情報保護審査会	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問についての調査審議及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮城県条例第72号)第6条第2項の規定による建議に関すること並びに <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により同法第30条の40第1項の審議会の権限に属させられた事項及び同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項の調査審議及び建議に関すること。</u>	県政情報・文書課 及び市町村課

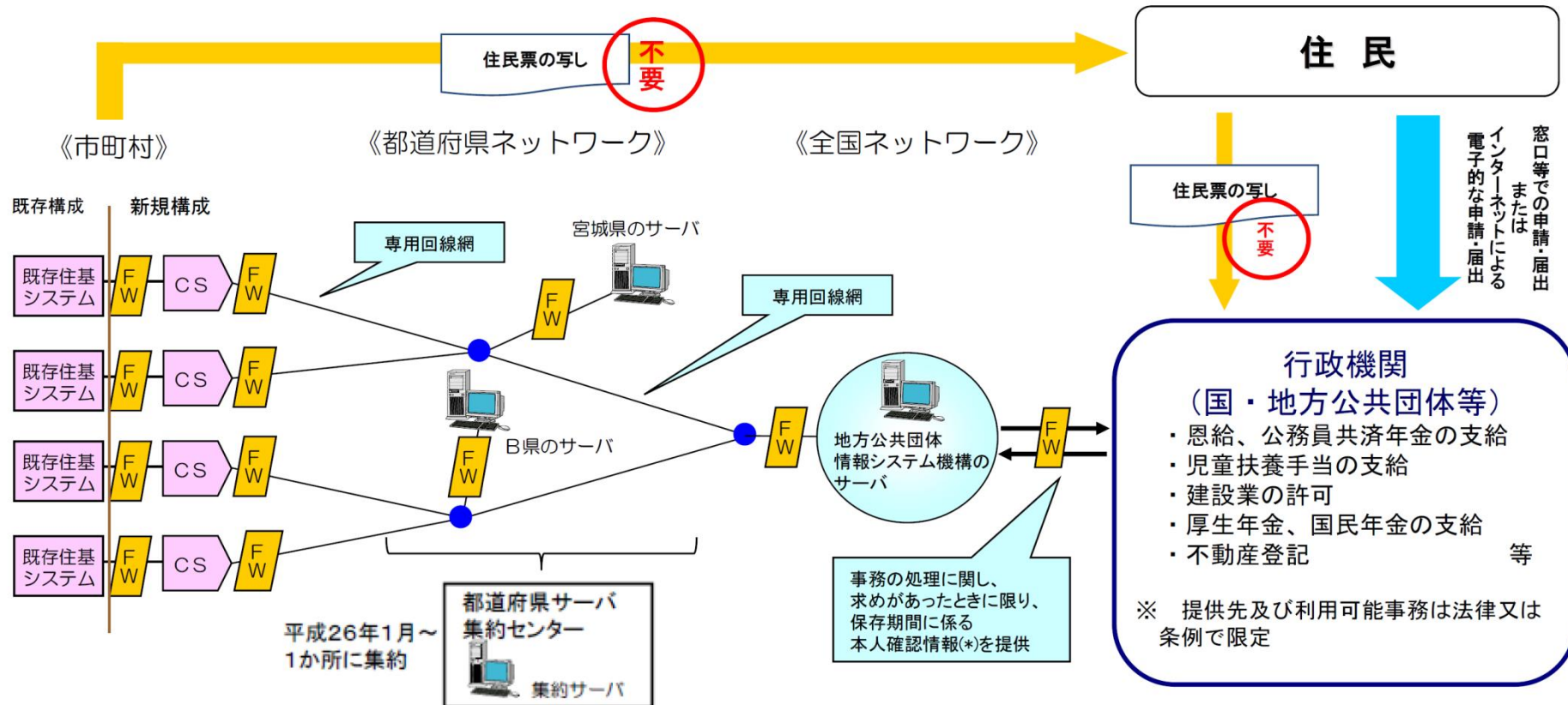
※住民基本台帳法抜粋

第30条の6 市町村長は、住民票の記載、消除又は第7条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（同条第7号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第1号から第3号まで、第7号、第8号の2及び第13号に掲げる事項（住民票の消除を行った場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

# 住民基本台帳ネットワークシステム

資料2

各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報〔氏名・住所・生年月日・性別〕、個人番号及び住民票コード等により、地方公共団体共同のシステムとして、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築。



※本人確認情報

4情報(氏名・住所・生年月日・性別)、個人番号、住民票コードとこれらの変更情報

※CS(コミュニケーションサーバ)

各市町村に既に設置されている住民基本台帳事務のためのコンピュータと住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡しをするために新たに設置するコンピュータ

※FW(ファイアウォール)

不正侵入を防止するコンピュータ

## 都道府県における本人確認情報の利用について

(1) 都道府県条例に定める事務について、市町村に本人確認情報を提供するものとする。

(住民基本台帳法第30条の13第1項) **2事務**

(例：特定非営利活動促進法に基づく設立の認証等に関する事務)

(2) 都道府県知事が利用できる事務 (住民基本台帳法第30条の15第1項)

① 住民基本台帳法第30条の15第1項第1号に規定する別表第5に掲げる事務

② 条例で定める事務 **32事務**

(例：屋外広告物条例による屋外広告業の登録及び登録事項の変更の届出に関する事務)

③ 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務

④ 統計資料の作成を行うとき

(3) 都道府県条例に定める事務について、都道府県知事以外の執行機関(教育委員会等)

に本人確認情報を提供することができる。(住民基本台帳法第30条の15第2項)

① 住民基本台帳法第30条の15第2項第1号に規定する別表第6に掲げる事務

② 条例で定める事務 **7事務**

(例：高等学校等育英奨学資金貸付条例による奨学資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務(教育委員会))

# 住民基本台帳法

## 第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等

### 第三節 本人確認情報の提供及び利用等

#### (都道府県の条例による本人確認情報の提供)

**第三十条の十三** 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コード及び個人番号を除く。以下この条において同じ。）を提供するものとする。

2 都道府県知事は、他の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

3 都道府県知事は、他の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて条例で定めるものから他の都道府県の都道府県知事を経て条例で定める事務の処理に関し求めがあつたときは、条例で定めるところにより、当該市町村長その他の市町村の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

#### (本人確認情報の利用)

**第三十条の十五** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。

二 条例で定める事務を遂行するとき。

三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。

四 統計資料の作成を行うとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

- 3 機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務に利用することができる。
- 4 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項及び第十六条の二の規定による事務その他の番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものに利用することができる。

# 宮城県における本人確認情報の利用について

資料4

宮城県では、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する事務を追加するにあたり、以下のいずれかに該当することを基本的な考え方とし、下欄の一覧のとおり事務を定めてきた。

- (1) 法令等を根拠に、県が住民に対して本人確認情報を証明する書類を求めている事務で、県が本人確認情報を利用することにより「住民負担の軽減・住民サービスの向上」に資すると認められる事務
- (2) 職務上住民に対して調査を行うことができる権限が法律または条例で県に付与され、対象者の住民票の写しの取得が行われている事務で、県が本人確認情報を利用することにより「行政事務の効率化」に資すると認められる事務又は住民基本台帳法第12条の2第1項に規定される法令で定める事務に該当し、対象者の住民票の写しの取得が行われている事務で、県が本人確認情報を利用することにより「行政事務の効率化」に資すると認められる事務

## 過去10年間の住基ネットにおける本人確認情報の県独自利用事務一覧(平成24～令和3年度利用件数実績)

別表番号	事務名	H24 利用 件数	H25 利用 件数	H26 利用 件数	H27 利用 件数	H28 利用 件数	H29 利用 件数	H30 利用 件数	R1 利用 件数	R2 利用 件数	R3 利用 件数	R4 利用 件数
(別表1) 市町村に提供できる事務												
1-1	心身障害者扶養共済制度に係る年金受給権者の死亡の届出及び現況に関する届出に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	38	0	0	0
1-2	特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)による事務のうち法別表第五第一号の五に掲げるもの	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(別表2) 都道府県知事が利用する事務で条例で定めるもの。												
2-1	災害救助法による応急仮設住宅の供与に関する事務	-	-	-	352	1,272	1,254	549	189	255	185	31
2-2	児童福祉法による費用の徴収に関する事務 イ 要保護児童の状況把握に関する事務	-	-	-	0	17	7	0	64	107	94	65
	ロ 費用の徴収に関する事務	-	0	6	0	31	44	0	260	62	14	16
2-3	農業取締法による販売者の届出及び届出事項の変更の届出に関する事務	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-4	肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録並びに登録事項の変更の届出、事業又は販売業務の開始の届出及び届出事項の変更の届出に関する事務	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-5	地方税法によるゴルフ場利用税又は軽油引取税に係る犯則事件の調査に関する事務	372	267	415	667	-	-	-	-	-	-	-
2-6	宗教法人法による書類の写しの提出に関する事務	-	30	16	4	15	14	0	0	0	0	0
2-7	土地収用法に関する事業の用に供するための土地等の取得又は使用に関する事務	3,061	5,480	4,831	2,406	1,277	1,366	1,104	479	780	605	578
2-8	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律による事業の開始の届出及び届出事項の変更の届出に関する事務	-	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-9	土地区画整理法による意見書の提出に関する事務	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-10	児童扶養手当法による児童扶養手当の過誤払による返還金に係る債権の回収に関する事務	-	-	0	10	0	0	17	4	0	148	0
2-11	母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の貸付けに係る債権の回収に関する事務	-	4	0	21	13	1	1	4	4	0	2
2-12	都市計画法による開発許可及び開発許可に基づく地位の承継の承認に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-13	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可並びに狩猟免許に関する事務	80	121	337	156	123	238	237	322	257	367	239
2-14	健康増進法及びがん対策基本法によるがん患者の状況の把握に関する事務	-	4	25,810	0	25,426	31,307	19,349	18,205	10,766	11,214	0
2-15	家畜改良増殖法施行令による家畜人工授精師免許証の書換交付及び再交付に関する事務	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-16	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則による第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者の認定に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
2-17	県吏員恩給条例による年金である給付の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-18	宮城県県税条例による事務のうち、事業税・不動産取得税又は自動車税の賦課に関する事務、不動産取得税の課税標準の特例に関する事務、県民税・事業税・不動産取得税等の徴収に関する事務	43,840	48,437	61,147	52,309	-	-	-	-	-	-	-
2-19	県営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例による家賃、駐車場の使用料又は過料の徴収に関する事務	-	18	0	0	1	0	0	0	0	1	0
2-20	青少年健全育成条例による図書類自動販売機等及び特定がん具類自動販売機等の設置の届出及び届出事項の変更の届出に関する事務	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0

## 令和5年9月現在で廃止されている事務はマスクングしています。

別表番号	事務名	H24 利用 件数	H25 利用 件数	H26 利用 件数	H27 利用 件数	H28 利用 件数	H29 利用 件数	H30 利用 件数	R1 利用 件数	R2 利用 件数	R3 利用 件数	R4 利用 件数
2-21	県税減免条例による自動車税の減免に関する事務	4,855	5,043	5,572	7,023	-	-	-	-	-	-	-
2-22	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例による損害補償の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-23	看護学生修学資金貸付条例及び被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例による修学資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務	-	0	0	871	1	1	0	20	0	0	0
2-24	非常勤職員公務災害補償等条例による補償に関する事務	0	0	0	0	0	12	0	34	0	11	74
2-25	心身障害者扶養共済条例による掛金の徴収及び年金の支給に関する事務	56	526	551	966	711	905	1,959	2371	2,363	2,739	2386
2-26	屋外広告物条例による屋外広告業の登録及び登録事項の変更の届出に関する事務	73	35	57	288	66	65	49	32	314	70	86
2-27	消費生活条例による訴訟の費用に充てる資金の貸付けに関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-28	漁港管理条例による指定施設の使用の許可に関する事務	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0
2-29	介護福祉士等修学資金貸付条例による修学資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務	-	0	31	0	0	0	0	180	10	2	6
2-30	産業廃棄物税条例による産業廃棄物税並びにこれに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収に関する事務	0	0	0	3	0	3	9	0	3	0	0
2-31	医学生修学資金等貸付条例による修学資金等の貸付けに係る債権の回収に関する事務	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-32	公有財産の取得、管理及び処分に関する事務	62	31	37	49	35	90	0	0	0	0	0
2-33	宮城県高等看護学校の学生に関する事務	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-34	先天性血液凝固因子障害等に係る医療の給付に関する事務	-	-	105	145	127	110	118	120	124	137	136
2-35	療育手帳の交付に関する事務	-	-	-	-	11,121	493	464	443	568	310	-
(別表3) 都道府県知事以外の執行機関に提供できる事務												
3-1	県立学校条例による授業料等の徴収に関する事務	-	2	3	0	5	0	2	0	0	0	0
3-2	高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例による修学資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務	-	0	4	0	0	8	2	0	0	0	0
3-3	高等学校等育英奨学資金貸付条例による奨学資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務	-	116	68	0	560	665	367	453	621	1072	387
3-4	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	-	-	-	-	-	0	3	0	1	25	0
3-5	公職選挙法による立候補の届出に関する事務(H28.1.1~)	-	-	-	-	247	11	0	33	0	7	0
3-6	公職選挙法施行令による選挙長等の氏名等の告示に関する事務(H28.1.1~)	-	-	-	-	0	21	0	0	0	13	0
3-7	土地収用法による収用若しくは使用又は損失の補償の決裁及び協議に関する事務	-	-	-	115	1	39	3	4	67	159	0
特例	平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に係る県民の安否等の確認に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		52,399	60,116	98,990	65,393	41,049	36,654	24,246	23,255	16,302	17,174	4,006



参考 法定事務 住民基本台帳法 別表5, 別表

住民基本台帳法(別表第5)上、県が利用できる事務(令和5年4月1日現在)

NO	別表第5の項	根拠法令	主な利用事務内容	H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4												備考
				H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
1	一	新型インフルエンザ等対策特別措置法	予防接種の実施	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0		
2	一の一	災害対策基本法	安否情報の回答	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0		
3	一の三	災害救助法	救助	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0		
4	一の四	被災者生活再建支援法	被災者生活再建支援金の支給	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0		
5	一の五	特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人の設立の認証	6	0	0	1	0	0	26	0	0	0	0		
6	二	労働金庫法	労働金庫代理業の許可及び変更の届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
7	三	貸金業法	貸金業者の登録及び届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
8	三の二	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0		
9	四	恩給法	年金である給付の支給	1,381	819	1,173	509	414	618	461	374	236	249	138		
10	四の二	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業課税に関する法律	地方税の賦課徴収	-	-	-	490	201,392	116,599	137,916	125,862	124,025	108,114	96,303		
11	四の三	地方税法特別税等に関する暫定措置法	地方税法特別税の賦課徴収	-	-	-	29	18	50	11	6	93	67	5		
12	五	消防法	危険物取扱者免状の交付	24	27	18	11	14	8	7	20	4	7	0		
13	六	旅券法	一般旅券の発給	58,033	49,058	45,288	44,473	49,952	51,776	55,112	50,979	5,528	5,893	18,142		
14	六の二	高等学校等就学支援金の支給に関する法律	就学支援金の支給	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0		
15	六の三	予防接種法	予防接種の実施	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0		
16	六の四	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	入院の勧告	-	-	-	-	0	0	0	0	2	0	0		
17	六の五	難病の患者に対する医療等に関する法律	特定医療費の支給	-	-	-	-	209	30,093	16	2	0	3	0		
18	七	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	医療特別手当の支給	206	158	222	165	348	155	705	1,299	1,265	1,252	1,140		
19	七の二	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	一般疾病医療費の支給	-	-	-	-	0	0	0	1	0	0	0		
20	七の三	水道法	指定給水装置工事事業者の指定申請等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	R4.8.20改正	
21	七の四	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	職業転換給付金の支給	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0		
22	八	職業能力開発促進法	職業訓練指導員の免許	3	16	23	16	1	0	0	0	0	0	0		
23	八の二	児童福祉法	里親の認定	-	-	-	-	808	2,229	2	6	16	8	339		
24	八の三	児童福祉法	助産施設における助産	-	-	-	-	57	0	0	0	0	0	6		
25	九	児童扶養手当法	児童扶養手当の支給	104	1,037	4	3	13,922	1,257	0	0	0	0	0		
26	九の二	児童手当法	児童手当の支給	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0		
27	九の三	母子及び父子並びに寡婦福祉法	資金の貸付	-	-	-	-	508	720	11	68	19	45	90		
28	九の四	生活保護法	保護の決定	-	-	-	-	400	1,841	57	62	644	865	1,432		
29	九の五	身体障害者福祉法	身体障害者手帳の交付	-	-	-	-	9	271	68	652	0	0	135,334		
30	九の六	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	入院措置、手帳交付	-	-	-	-	83	89,423	27,783	1,075	27	218	298		
31	九の七	知的障害者福祉法	知的障害者の判定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	245	27,121		
32	十	特別児童扶養手当等の支給に関する法律等	特別児童扶養手当の支給	1,007	758	2,028	2,068	9,227	2,642	2,163	1,684	1,955	1,959	2,035		
33	十の二	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	自立支援給付金の支給	-	-	-	-	768	264	20	182	119	0	0		
34	十の三	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	支援給付の支給	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0		
35	十の四	戦傷病者戦没者遺族等援護法	援護に関する事務	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0		
36	十の五	未婚還留守家族等援護法	留守家族手当の支給	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0		
37	十の六	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法	特別給付金の支給	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0		
38	十の七	戦傷病者特別援護法	援護に関する事務	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0		
39	十の八	戦没者等の遺族に対する特別甲慰金支給法	特別甲慰金の支給	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0		
40	十の九	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法	特別給付金の支給	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0		
41	十の十	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法	特別給付金の支給	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0		
42	十の十一	卸売市場法	地方卸売市場の認定	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0		
43	十一	家畜商法	家畜商の免許	20	11	8	21	14	10	18	11	13	6	14		
44	十二	林業種苗法	生産事業者の登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
45	十三	森林法	重要流域以外の流域内の民有林の保安林への指定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
46	十四	計量法	特定計量修理事業の届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
47	十五	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗の新設に関する届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
48	十六	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	第一種フロン回収業者の登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
49	十七	火薬類取締法	丙種火薬類製造保安責任者免状、甲種火薬類取扱保安責任者免状及び乙種火薬類取扱保安責任者免状の交付に係る試験の実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
50	十八	電気工事士法	電気工事士認定証の交付	1,279	1,375	1,225	1,396	1,383	1,329	1,182	1,471	1,203	1,921	1,393		
51	十九	電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事業の登録	27	68	89	25	12	9	10	18	33	20	12		
52	二十	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガス設備士免状の交付	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0		
53	二十一	建設業法	建設業の許可	1	17	5	1	1	1	1	1	0	0	0		
54	二十二	浄化槽法	浄化槽工事業者の登録	3	2	1	5	5	0	0	0	0	3	0		

NO	別表第5の項	根拠法令	主な利用事務内容	H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4												備考
				H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
55	二十三	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	解体工事業者の登録	7	8	3	14	27	0	1	2	0	5	4		
56	二十四	宅地建物取引業法	宅地建物取引業の免許	0	0	156	726	1,597	3,251	1,221	1,115	958	857	1,279		
57	二十五	旅行業法	第24条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
58	二十五の二	住宅宿泊事業法	住宅宿泊事業を営む旨の届出	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
59	二十六	通訳案内士法	通訳案内士の登録	0	2	6	3	1	0	3	0	0	0	181	0	
60	二十七	不動産の鑑定評価に関する法律	不動産鑑定業者の登録	1	8	7	4	0	5	1	3	2	1	8		
61	二十七の二	国土調査法	地籍調査の実施・通知	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	R4.8.20改正	
62	二十八	公営住宅法	公営住宅の管理	0	0	0	0	0	0	5	17	0	0	0		
63	二十八の二	住宅地区改良法	改良住宅の管理	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0		
64	二十八の三	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	賃貸住宅の管理	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0		
65	二十九	高齢者の居住の安定確保に関する法律	高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
66	三十	建築基準法	建築基準適合判定資格者の登録の申請その他登録に関する国土交通大臣への書類の提出の経由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
67	三十一	建築士法	二級建築士の免許	0	0	0	0	536	995	459	529	353	519	942		
68	三十二	公害健康被害の補償等に関する法律	補償給付の支給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
69	三十三	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	熱回収施設の基準適合の認定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
70	三十四	福島復興再生特別措置法	健康管理調査の実施	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

計 62,102 53,364 50,256 49,960 281,706 303,545 227,271 185,449 136,495 122,438 286,035

住民基本台帳法(別表第6)上、知事以外の県の執行機関が利用できる事務(令和5年4月1日現在)

NO	執行機関	根拠法令	主な利用事務内容	H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R4												備考
				H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4		
1	知事以外の執行機関	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
2	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律	特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務	0	0	0	0	0	0	3,677	191	127	74	95	109	
3	教育委員会	学校保健安全法	医療に要する費用についての援助に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律	就学支援金の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	知事以外の執行機関	児童手当法	児童手当の支給に関する事務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

計 0 0 0 0 0 0 3,677 191 127 74 95 109



## 令和5年11月議会上程予定の本人確認情報の利用事務について

### 追加事務一覧

事務名	担当
道路交通法による放置違反金の徴収に関する事務	公安委員会 (警察本部交通部交通指導課)

(道路交通法による放置違反金の徴収について)

- ・ 放置駐車違反を行った車両の運転者が特定できない場合に公安委員会が支払を命ずる放置違反金徴収事務において、当該放置車両の使用者（自動車検査証に記載）宛てに放置違反金納付命令等の通知を郵送するが、自動車検査証の記載住所と実際の住所が一致しない場合、通知等は返戻されるため、各市町村へ住所の変更情報の照会を行っている。（照会根拠：道路交通法第51条の5第2項）
- ・ また、放置違反金は、地方税の滞納処分の例により徴収することができることとなっており、滞納処分執行に伴う滞納者の最新の住所確認、本人確認、生存確認のための照会も行っている。

(住基ネットを利用した事務の概要)

#### 1 事務処理

##### (1) 現状

当該事務の処理については、現在、自動車検査証の情報を基に、車両使用者へ放置違反金納付命令書等を郵送して行っているが、転居等のために返戻されるケースも多く、その場合は、市町村に文書で対象者の異動先等を照会し、回答文書を基に再度納付命令書等を郵送している。

##### (2) 住基ネット利用方法

当該事務を、本人確認情報を提供する事務として定め、対象者へ送付した納付命令書等が返戻された場合等に、住基ネットの本人確認情報により対象者の最新の住所確認、本人確認、生存確認を行い、納付命令書等を送付する等、放置違反金の徴収に必要な事務に利用する。

##### (3) 住基ネット利用の効果

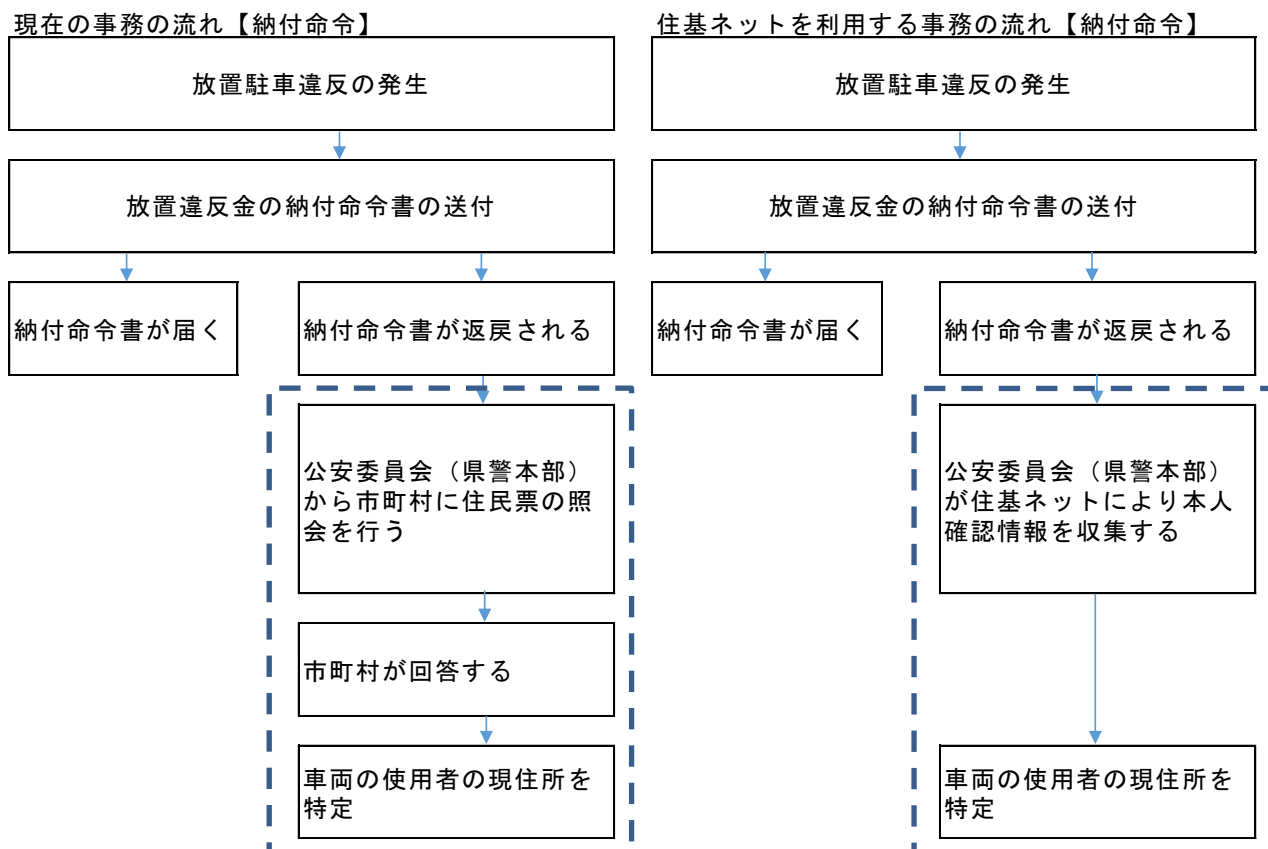
事務担当課の照会文書の作成及び郵送事務が不要となるほか、市町村においては、回答文書の作成事務が軽減される。また、対象者に放置違反金制度と納付義務を早期に知らせることで、放置違反金の収納率の向上につなげ、放置違反金制度の公正な実現を図り、もって、道路交通法の目的達成に資する。

## 2 マイナンバーによる情報連携

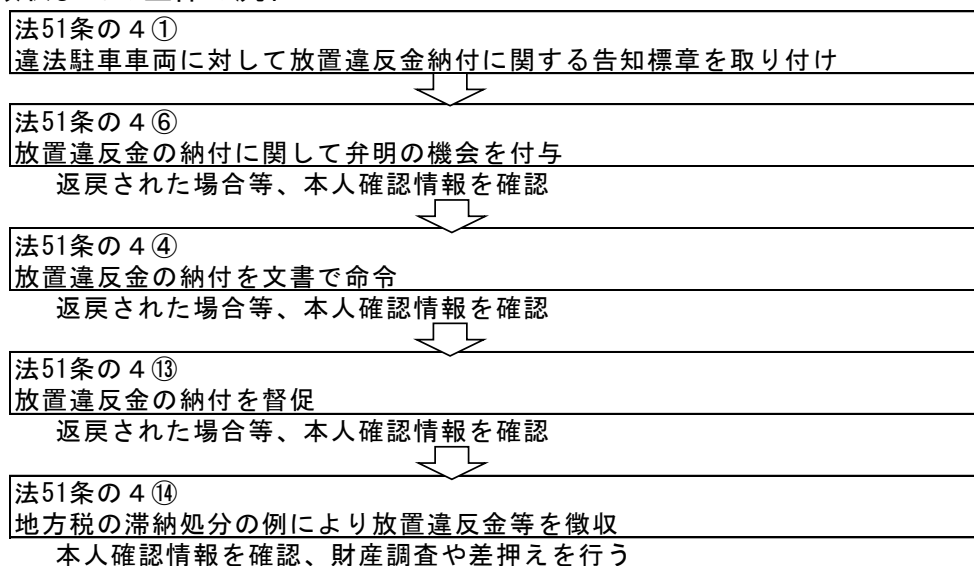
行う予定無し。

(利用見込件数) 年間約570件

(情報連携イメージ)



### 放置違反金の徴収までの全体の流れ



# 昭和三十五年法律第五号

## 道路交通法

### 第三章 車両及び路面電車の交通方法

#### 第九節の二 違法停車及び違法駐車に対する措置

##### (放置違反金)

**第五十一条の四** 警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合における車両（軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）に限る。以下この条において同じ。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為（違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為をいう。第四項及び第十六項において同じ。）をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。

- 何人も、前項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又はこれを取り除いてはならない。ただし、当該車両の使用人、運転者その他当該車両の管理について責任がある者が取り除く場合は、この限りでない。
- 警察署長は、第一項の規定により車両に標章を取り付けさせたときは、当該車両の駐車に関する状況を公安委員会に報告しなければならない。
- 前項の規定による報告を受けた公安委員会は、当該報告に係る車両を放置車両と認めるときは、当該車両の使用人に対し、放置違反金の納付を命ずることができる。ただし、第一項の規定により当該車両に標章が取り付けられた日の翌日から起算して三十日以内に、当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、この限りでない。
- 前項本文の規定による命令（以下「納付命令」という。）は、放置違反金の額並びに納付の期限及び場所を記載した文書により行うものとする。
- 公安委員会は、納付命令をしようとするときは、当該車両の使用人に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を書面で通知し、相当の期間を指定して、当該事案について弁明を記載した書面（以下この項及び第九項において「弁明書」という。）及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
  - 当該納付命令の原因となる事実
  - 弁明書の提出先及び提出期限
- 公安委員会は、納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、前項の規定による通知を、その者の氏名及び同項第二号に掲げる事項並びに公安委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示することによつて行うことができる。この場合において

は、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

- 8 放置違反金の額は、別表第一に定める金額の範囲内において、政令で定める。
- 9 第六項の規定による通知を受けた者は、弁明書の提出期限までに、政令で定めるところにより、放置違反金に相当する金額を仮に納付することができる。
- 10 納付命令は、前項の規定による仮納付をした者については、政令で定めるところにより、公示して行うことができる。
- 11 第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令があつたときは、当該放置違反金に相当する金額の仮納付は、当該納付命令による放置違反金の納付とみなす。
- 12 公安委員会は、第九項の規定による仮納付をした者について同項の通知に係る納付命令をしないこととしたときは、速やかに、その者に対し、理由を明示してその旨を書面で通知し、当該仮納付に係る金額を返還しなければならない。
- 13 公安委員会は、納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。この場合において、公安委員会は、放置違反金につき年十四・五パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができる。
- 14 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに放置違反金並びに同項後段の延滞金及び手数料（以下この条及び第五十一条の七において「放置違反金等」という。）を納付しないときは、公安委員会は、地方税の滞納処分の例により、放置違反金等を徴収することができる。この場合における放置違反金等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 15 納付され、又は徴収された放置違反金等は、当該公安委員会が置かれている都道府県の収入とする。
- 16 公安委員会は、納付命令をした場合において、当該納付命令の原因となつた車両に係る違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について第二百二十八条第一項の規定による反則金の納付をしたとき、又は当該違法駐車行為に係る事件について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付されたときは、当該納付命令を取り消さなければならない。
- 17 公安委員会は、前項の規定により納付命令を取り消したときは、速やかに、理由を明示してその旨を当該納付命令を受けた者に通知しなければならない。この場合において、既に当該納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されているときは、公安委員会は、当該放置違反金等に相当する金額を還付しなければならない。
- 18 放置違反金等の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

（罰則 第二項については第二百二十一条第一項第十号）

#### （報告徴収等）

**第五十一条の五** 公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第一項の規定により標章を取り付けられた車両の使用者、所有者その他の関係者に対し、当該車両の使用に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(罰則 第一項については第百十九条の三第二項第一号、第二百二十三条)

「宮城県住民基本台帳法施行条例の一部改正（案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）  
の結果

宮城県では、「宮城県住民基本台帳法施行条例の一部改正（案）」について、  
令和5年8月14日から令和5年9月13日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等  
を募集しましたが、御意見は寄せられませんでした。



# 宮城県住民基本台帳法施行条例の一部改正（案）について

## 1 改正の趣旨

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、住民の利便の増進と、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的として、市町村の住民基本台帳のうち本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、個人番号（※）及びこれらの変更情報）をネットワーク化したもので、全国共通の本人確認ができるシステムです。

都道府県が住基ネットの本人確認情報を利用できるのは、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）に定められた事務又は条例で定めた事務に限られています。

今回の改正は、行政事務の効率化を図るため、新たに住基ネットの本人確認情報を利用する事務を追加するものです。

※ 個人番号は番号法第9条第1項（番号法に規定された事務）又は第2項（個人番号を利用することを条例で定めた事務）の規定に基づく事務の処理に限り利用可能。

## 2 改正の概要

以下の事務について、住基ネットの本人確認情報が利用できるようにするため、改正を行います。

事務の名称	事務の内容	住基ネットの効果	執行機関 (担当課)
道路交通法による放置違反金の徴収に関する事務	道路交通法による放置違反金の納付命令等を受けるべき者等の生存の事実、生年月日、性別又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 ※住民票コード、個人番号は取得しない。 ※放置違反金納付命令等の通知を送付する宛先等について、自動車検査証の記載住所と実際の住所が一致しない場合に確認するほか、滞納処分執行に伴う本人確認を行うもの。	市町村への調査照会を省略することによる行政事務の効率化・迅速化により放置違反金制度の公正な実現を図り、もって、道路交通法の目的達成に資する。	公安委員会 (警察本部 交通部交通 指導課)

## 3 参考

- (1) 現行の宮城県住民基本台帳法施行条例により知事が利用できる事務は32事務、知事以外の執行機関が利用できる事務は7事務です。
- (2) 令和5年7月時点で29都道府県が既に同様の事務を利用可能としています。

## 4 条例改正の実施時期

令和5年12月頃（令和5年11月定例会へ提案予定）

市第 2819 号

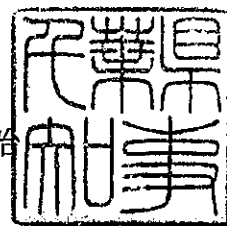
千葉県個人情報保護審議会 様

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用  
拡大及び保護措置について（諮問）

下記のことについて、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 40  
第 2 項の規定により諮問します。

平成 30 年 3 月 1 日

千葉県知事 鈴木 栄 治



記

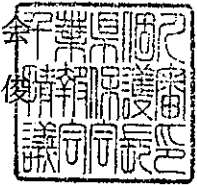
- 1 下記の 4 事務を本人確認情報の利用事務に追加する「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」（平成 24 年千葉県条例第 84 号）の改正について
  - (1) 国公立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務
  - (2) 私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務
  - (3) 公立の高等学校における学び直し支援金の支給に関する事務
  - (4) 私立の高等学校等における学び直し支援金の支給に関する事務
  
- 2 「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」（平成 27 年千葉県条例第 62 号）に規定する事務を、本人確認情報の利用事務に追加する場合にあっては、千葉県個人情報保護審議会への報告事項とすることについて



市 第 2 6 4 号  
答 申 第 2 0 4 号  
平 成 3 0 年 4 月 2 6 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 土 屋 俊



住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の利用  
拡大及び保護措置について（答申）

平成30年3月1日付け市第2819号で諮問のあったこのことについて、  
下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問事項1について  
適当なものと認める。  
ただし、本人確認情報の利用拡大に当たっては、操作者に対する研修その他の保護措置を十分に行い、今後とも本人確認情報の保護に万全を期すこと。
- 2 諮問事項2について  
適当なものと認める。  
ただし、操作者を指定する場合は、追加する事務の内容を十分に精査した上で、必要最小限の人数としたことを報告すること。



答 申 第 4 4 号

平成 28 年 12 月 22 日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会

会 長 石 岡 隆 司



青森県住民基本台帳法施行条例の一部改正について（答申）

平成 28 年 11 月 25 日付け青市町村第 597 号で諮問のあった下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

諮問事項

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができる事務の追加について

(別紙)

次の事務について、住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができるものとして追加することに、異議ありません。

- 1 知事が本人確認情報を利用することができる事務
  - (1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護措置関係事務
  - (2) 肝炎治療特別促進事業関係事務
  - (3) 心身障害者扶養共済関係事務
  
- 2 知事が知事以外の執行機関（教育委員会）へ本人確認情報を提供する事務
  - (4) 特別支援教育就学奨励費支給関係事務